◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１６２号（H24. 9. 14）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝５件（９月７日～９月１３日分）
（１）乗合バスの車両火災
（２）乗合バスの車内事故１
（３）乗合バスの車内事故２
（４）乗合バスが路面電車と衝突した事故
（５）大型トラックと乗用車が衝突した事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
４．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）
６．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。（再周知）

◇◇◇

により、車内一番前に立っていた当該乗客が転倒した模様。

（３）乗合バスの車内事故２
９月１２日（水）午前１１時２５分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２０名を乗せ運行中、バス停で停車し、降車扱いをしていたところ、当該バス停で降車しようとした乗客１名（女性、６８歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が右大腿骨骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は、両手に手提げバッグを持ち慌てて降車しようとしたため、足がもつれ転倒した模様。

（４）乗合バスが路面電車と衝突した事故
９月１３日（木）午前９時頃、鹿児島県において、同県に営業所を置く乗合バスが回送中に路面電車と衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故現場は、片側３車線の車道と路面電車の軌道が設置してある道路で、事故当時、当該バスが道路右側の営業所へ入庫するため右折待ちをしていたが、後方の電停にいた路面電車の交替運転者から右折するよう指示を受けたため、右折を開始したところ、後方から接近してきた路面電車が当該バスの右側面後部に衝突した模様。
なお、当該路面電車は、軌道上に堆積した枯葉等で制動距離が伸び、停車する予定の電停に停車できなかった模様。

（５）大型トラックと乗用車が衝突した事故
９月９日（日）午後４時２０分頃、北海道において、道内に営業所を置く大型トラックが走行中、対向してきた乗用車（レンタカー）と正面衝突した。
この事故により、当該乗用車の乗員３名のうち２名が死亡、１名が重傷を負った。
事故当時、当該大型トラックの運転者は、前方を走行していた車両が道路左側の店舗に入ろうと減速し左折を始めたことに気付くのが遅れたため、急ブレーキをかけたところ、当該トラックがスリップし対向車線にはみ出した模様。

◇◇◇

ので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html）

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

省では、本年６月１１日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等をとりまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、６月２９日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

○「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」（6月11日公表）

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000030.html

○「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」（6月29日公表）

1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用

→ 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html）

2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

→ 省令・告示の公布（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html）

3.「高速バス表示ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html）

4.「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html）

5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布（http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf）

6.「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html）

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」（7 月 18 日公表）

→ 関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html）

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」（7 月 18 日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html）

◇◇◇

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成２４年度における事故防止対策支援事業を実施することとなりましたのでお知らせします。

〇補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、以下のリンク先をご覧下さい。

先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html）

◇◇◇

◆◆◆